

## ○社会福祉法人シナプス評議員報酬規程

(平成 29 年 6 月 10 日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人シナプス（以下「法人」という）評議員の報酬に関する必要な事項を定めるものとする。

(評議員の定義)

第 2 条 この規程において、「評議員」とは、社会福祉法人シナプス定款（平成 29 年 4 月 1 日制定）第 6 条に規定されているとおり、評議員選任・解任理事会の決議によって選任された、評議員をいう。

(評議員の報酬総額)

第 3 条 評議員に対する各年度の報酬は、定款第 8 条において定めたとおり、各年度の総額が 200 万円を越えない範囲とする。

(評議員会出席報酬)

第 4 条 評議員が評議員会に出席したときの報酬は下記の金額とする。

報酬額 25,000 円（源泉所得税を含む）

(その他報酬)

第 5 条 評議員が評議員会に出席する日以外の日において、職務執行上の必要から業務にあたった場合は、下記報酬を支払う。

報酬額 25,000 円（源泉所得税を含む）

(退職慰労金)

第 6 条 評議員には、退職慰労金を支給しない。

(改廃)

第 7 条 本規程の改廃は、評議員会の決議を必要とする。

付則

この規程は、平成 29 年 6 月 10 より適用する。